

建設業者監督処分

年月日：2019年(令和元年度)4月1日以降
監督処分庁：大分県

● 処分一覧

処分年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	処分内容	処分内容の詳細	
2022年11月22日	株式会社匠研工業	大分県由布市挾間町来鉢1940-1	指示処分	監督処分第189参照	
2022年11月22日	株式会社九州エナジー	大分市都町3-1-1	営業の停止処分	監督処分第188参照	
2022年10月21日	有限会社サイガン工業	大分県宇佐市大字高砂新田272-4	営業の停止処分	監督処分第187参照	
2022年8月10日	株式会社三愛	大分県大分市竹の上10-22	指示処分	監督処分第186参照	
2022年6月24日	有限会社武内建築	大分県日田市瀬町馬原530-2	指示処分	監督処分第185参照	
2022年4月25日	株式会社タカハシ	大分県大分市大字種具1402番地の1	営業の停止処分	監督処分第184参照	
2022年4月22日	株式会社但馬設備工業	大分県大分市原新町9-9	指示処分	監督処分第183参照	
2022年4月22日	株式会社東海建設	大分県大分市大字野田809-3	指示処分	監督処分第182参照	
2022年4月22日	有限会社ナショナル建設	大分県大分市下郡477	指示処分	監督処分第181参照	R4年度 9件
2022年3月15日	旭工業株式会社	国東市国見町中1232	営業の停止処分	監督処分第180参照	
2022年2月24日	立石建設工業株式会社	中津市大字永添2751-41	指示処分	監督処分第179参照	
2021年12月28日	イシケン建設工業株式会社	宇佐市安心院町折敷田154番地の1	許可の取消処分	監督処分第178参照	
2021年12月24日	株式会社真重建	大分市庄境1-44	指示処分	監督処分第177参照	
2021年12月24日	株式会社三共農園材	宇佐市大字和気976番地	指示処分	監督処分第176参照	
2021年12月24日	有限会社昇和工業	大分市大字森町566番地の7	指示処分	監督処分第175参照	
2021年12月17日	咲栄株式会社	大分市西大道1-2-21	指示処分	監督処分第174参照	
2021年10月22日	有限会社幸建企画	大分市古国府4丁目3番19号	指示処分	監督処分第173参照	
2021年10月22日	株式会社新興プラント工業	大分市向原西二丁目8番13号	指示処分	監督処分第172参照	
2021年10月22日	株式会社Rec	大分市緑が丘一丁目9番4号	指示処分	監督処分第171参照	
2021年8月23日	高田建設株式会社	豊後高田市高田2106番地1	営業の停止処分	監督処分第170参照	
2021年6月30日	有限会社羽野建技	別府市大字鶴見1958-8	指示処分	監督処分第169参照	
2021年6月21日	有限会社翔樹	中津市大字福島1587番地1	許可の取消処分	監督処分第168参照	
2021年5月27日	松田建築有限会社	別府市大字野田57番地の3	指示処分	監督処分第167参照	
2021年5月18日	有限会社ノジリ	大分市大字竹中1370-1	指示処分	監督処分第166参照	
2021年5月18日	有限会社恵大	竹田市大字入田17-2	指示処分	監督処分第165参照	R3年度 16件
2021年3月23日	菅隆建設株式会社	佐伯市大字海崎76-1	指示処分	監督処分第164参照	
2021年3月19日	有限会社一生工務店	大分市寒田873-4	指示処分	監督処分第163参照	
2021年3月19日	旭産業株式会社	臼杵市大字市浜1137-1	指示処分	監督処分第162参照	
2020年10月22日	カミシナ商事有限会社	津久見市中央町8番17号	指示処分	監督処分第161参照	R2年度 4件
2020年2月21日	有限会社藤和建設	竹田市大字君ヶ園801番地6	指示処分	監督処分第160参照	
2020年1月24日	西日本土木株式会社	豊後高田市新地1071	指示処分	監督処分第159参照	
2020年1月24日	株式会社坂本設備	日田市亀川町842-2	指示処分	監督処分第158参照	
2020年1月20日	株式会社穴井電機	速見郡日出町大字大神1745-1	指示処分	監督処分第157参照	
2019年11月14日	株式会社日野建	中津市大字相原3785-3	指示処分	監督処分第156参照	
2019年10月17日	九大化工機株式会社	大分市大字三佐1273-1	指示処分	監督処分第155参照	
2019年9月25日	株式会社九州エナジー	大分市都町3-1-1	指示処分	監督処分第154参照	
2019年9月5日	株式会社プライム	大分市下郡南3-1-40	指示処分	監督処分第153参照	
2019年9月5日	有限会社出野建設	日田市大字三和212-1	指示処分	監督処分第152参照	R1(H31)年度 9件

建設業者監督処分簿 189

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社匠研工業	代表者氏名	鹿田 研二
主たる営業所の所在地	大分県由布市挾間町来鉢1940-1		
許可番号	大分県知事 (般-4) 第13343号	許可を受けている 建設業の種類	(般) 土、と、管、水、消

2、処分に関する事項

処分年月日	令和4年11月22日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項		

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反

株式会社匠研工業は、令和2年8月頃から令和4年10月13日までの間、営業所に専任技術者が不在のまま営業を行った。

このことは、建設業法第28条第1項本文に該当する。

その他参考となる事項

建設業者監督処分簿 188

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社九州エナジー	代表者氏名	中嶋 康之
主たる営業所の所在地	大分市都町3-1-1 大分センタービル8階		
許可番号	大分県知事 (般-1) 第13714号	許可を受けている 建設業の種類	(般) 土、建、と、電、解

2、処分に関する事項

処分年月日	令和4年11月22日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第4号		
処分の内容	<p>建設業法第28条第3項に基づく営業の停止</p> <p>1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部</p> <p>2 停止期間 令和4年11月30日から令和4年12月14日までの15日間</p>		
処分の原因となった事実	建設業法違反		
	<p>株式会社九州エナジーは、大分県内の民間発注の7件の工事において、建設業法第22条第1項の規程に違反して、その請け負った工事を一括して有限会社ナショナル建設に請け負わせた。 このことは、建設業法第28条第3項に該当する。</p>		
その他参考となる事項	同社役員に対して、建設業法第29条の4第1項に基づく営業禁止処分を行った。		

建設業者監督処分簿 187

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社サイガン工業	代表者氏名	西願 文雄
主たる営業所の所在地	大分県宇佐市大字高砂新田272-4		
許可番号	大分県知事 (般-2) 第13159号	許可を受けている 建設業の種類	(般) と

2、処分に関する事項

処分年月日	令和4年10月21日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第3号		
処分の内容	<p>建設業法第28条第3項に基づく営業の停止</p> <p>1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部</p> <p>2 停止期間 令和4年10月22日から令和4年10月28日までの7日間</p>		
処分の原因となった事実	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反		
	<p>有限会社サイガン工業の代表取締役である西願文雄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反を犯し、令和元年10月24日に中津簡易裁判所において罰金刑を受け、その刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。</p>		
その他参考となる事項	同社役員に対して、建設業法第29条の4第1項に基づく営業禁止処分を行った。		

建設業者監督処分簿 186

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社三愛	代表者氏名	近廣 薫平
主たる営業所の所在地	大分県大分市竹の上10-22		
許可番号	大分県知事 (般-2) 第5798号	許可を受けている 建設業の種類	建築、内装

2、処分に関する事項

処分年月日	令和4年8月10日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第2号		

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

政令で定める金額以上の下請契約

株式会社三愛は、民間発注の公園施設新築工事において、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有していないにも関わらず、元請業者として政令で定める金額以上の下請契約を締結した。このことは、同法第16条第1項第2号の規定に違反し、同法第28条第1項第2号に該当する。

その他参考となる事項

建設業者監督処分簿 185

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社武内建築	代表者氏名	武内 秀人
主たる営業所の所在地	大分県日田市天瀬町馬原530-2		
許可番号	大分県知事 (般-1) 第11403号	許可を受けている 建設業の種類	建築、大工

2、処分に関する事項

処分年月日	令和4年6月24日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第6号		

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反

有限会社武内建築は、民間発注の建築一式工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けていない建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて下請契約を締結した。

このことは、建設業法第28条第1項第6号に該当する。

その他参考となる事項

建設業者監督処分簿 184

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社タカハシ	代表者氏名	高橋 八郎
主たる営業所の所在地	大分県大分市大字種具1402番地の1		
許可番号	大分県知事 (特-30) 第4862号	許可を受けている 建設業の種類	(特) 土、と、舗、解

2、処分に関する事項

処分年月日	令和4年4月25日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第3号		
処分の内容			
建設業法第28条第3項に基づく営業の停止			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業の営業の全部			
2 停止期間			
令和4年4月29日から令和4年5月1日までの3日間			
処分の原因となった事実	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反		
株式会社タカハシの代表取締役である高橋八郎は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、令和4年1月25日に大分簡易裁判所において罰金刑を受け、その刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。			
同社役員に対して、建設業法第29条の4第1項に基づく営業禁止処分を行った。			

建設業者監督処分簿 183

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社但馬設備工業	代表者氏名	早川 泰生
主たる営業所の所在地	大分県大分市原新町9-9		
許可番号	大分県知事 (般・特-3) 第800号	許可を受けている 建設業の種類	(般) 機、水、消 (特) 管

2、処分に関する事項

処分年月日	令和4年4月22日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第7号		

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反

株式会社但馬設備工業は、民間発注の高齢者施設新築工事において、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額（6,000万円）以上となる下請契約を締結した。

このことは、建設業法第28条第1項第7号に該当する。

その他参考となる事項

建設業者監督処分簿 182

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社東海建設	代表者氏名	白瀬 信弘
主たる営業所の所在地	大分県大分市大字野田809-3		
許可番号	大分県知事 (般-29) 第13415号	許可を受けている 建設業の種類	(般) 土、建、と、舗、内

2、処分に関する事項

処分年月日	令和4年4月22日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第7号		

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反

株式会社東海建設は、民間発注の高齢者施設新築工事において、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額（6,000万円）以上となる下請契約を締結した。

建設業法第28条第1項第7号に該当する。

その他参考となる事項

建設業者監督処分簿 181

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社ナショナル建設	代表者氏名	宇都宮 浩史
主たる営業所の所在地	大分県大分市下郡477		
許可番号	大分県知事 (般-29) 第5291号	許可を受けている建設業の種類	(般) 土、建、と、鋼、舗、園、解

2、処分に関する事項

処分年月日	令和4年4月22日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条1項第2号		

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反

有限会社ナショナル建設は、民間発注の高齢者施設新築工事において、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請業者として総額6,000万円以上の下請契約を締結した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

その他参考となる事項

年月日 建設業者監督処分簿 180

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	旭工業株式会社	代表者氏名	中園 勲
主たる営業所の所在地	大分県国東市国見町中1232		
許可番号	大分県知事 (般・特-3)第8307号	許可を受けている 建設業の種類	(般)土、建、と、電、鋼、 井、水、消 (特)管

2、処分に関する事項

処分年月日	令和4年3月15日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第1項第2号該当）		

処分の内容

建設業法第28条第3項に基づく営業の停止

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業のうち、公共工事に係るもの。

(注)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く）または、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

2 停止期間

令和4年3月19日から令和4年4月17日までの30日間

処分の原因となった事実

経営事項審査申請書の虚偽申請

旭工業株式会社は、令和元年8月31日及び令和2年8月31日を審査基準日とする経営事項審査において、真正でない財務諸表に基づいて経営状況分析を受け、これをもとに得た総合評定値通知書をもって、大分県に対し入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

その他参考となる事項

同社役員に対して建設業法第29条の4第1項に基づく営業禁止処分を行った。

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	立石建設工業株式会社	代表者氏名	立石 三津子
主たる営業所の所在地	大分県中津市大字永添2751-41		
許可番号	大分県知事許可 (般-2)第7834号	許可を受けている 建設業の種類	(般)土、建、大、と、舗、解

2、処分に関する事項

処分年月日	令和4年2月24日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第2号		

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反

立石建設工業株式会社は、

- 複数の民間工事において、建設業法第26条第3項により、現場に専任が必要な主任技術者を、工期の重複する他の工事に配置した。
 - 複数の民間工事において、建設業法第26条第3項により、現場に専任が必要な主任技術者に、建設業法第7条の2に規定する営業所の技術者を配置した。
- このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

その他参考となる事項 経営事項審査により認知

年月日

建設業者監督処分簿

178

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	イシケン建設工業株式会社	代表者氏名	代表取締役 石川 健人
主たる営業所の所在地	宇佐市安心院町折敷田154番地1		
許可番号	大分県知事許可 (般-1)第14567号	許可を受けている建設業の種類	(般) 土木一式、とび・土工・コンクリート、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、水道、解体

2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年12月28日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第29条第1項第7号		
処分の内容	建設業法第29条第1項第7号に基づく許可の取消し		
処分の原因となった事実	不正の手段による許可の取得		
その他参考となる事項	同社の代表取締役が平成30年3月31日に刑法による罰金刑が確定し、許可の欠格要件に該当していたにもかかわらず、令和2年2月12日付けの建設業許可申請書に、欠格要件に該当しない旨を記載した誓約書及び賞罰がない旨を記載した調書を添付するなど、虚偽の申請によって、建設業の許可を受けた。 このことが、建設業法第29条第1項第7号に該当する。		

年月日 建設業者監督処分簿 177

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社真重建	代表者氏名	後藤 隆一
主たる営業所の所在地	大分市庄境1-44		
許可番号	大分県知事許可 (般-29)第13438号	許可を受けている 建設業の種類	(般)機

2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年12月24日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第2号		

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

労働安全衛生法違反

株式会社真重建の代表取締役は、虚偽の労働者死傷病報告を作成して、同報告を令和2年7月28日に大分労働基準監督署に提出、虚偽の報告をしたとして、大分簡易裁判所から労働安全衛生法違反として法人及び代表取締役が罰金10万円の略式命令を受け刑が確定した。
このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

その他参考となる事項 大分労働局長からの通報

年月日 建設業者監督処分簿 176

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社三共農園材	代表者氏名	原田 伸介
主たる営業所の所在地	宇佐市大字和気976番地		
許可番号	大分県知事許可 (般-30)第11165号	許可を受けている 建設業の種類	(般)土、建、と、鋼

2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年12月24日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第2号		

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反

株式会社三共農園材は、民間発注の工事2件において、建設業法に基づき、主任技術者を専任で配置すべきところ、営業所の専任技術者を主任技術者として同現場に配置するとともに、重複して複数の工事に同人を主任技術者として配置した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

その他参考となる事項 経営事項審査により認知

年月日 建設業者監督処分簿 175

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社昇和工業	代表者氏名	伊東 由人
主たる営業所の所在地	大分市大字森町566番地の7		
許可番号	大分県知事許可 (般-29)第10796号	許可を受けている 建設業の種類	(般)と、管、機、絶

2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年12月24日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第2号		

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反

有限会社昇和工業は、元請業者から請け負った専任の技術者を配置する義務のある工事において、1人の主任技術者を別の2件の工事の主任技術者として重複して配置した。
このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

その他参考となる事項 経営事項審査により認知

年月日 建設業者監督処分簿 174

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	咲栄株式会社	代表者氏名	宇佐 卓也
主たる営業所の所在地	大分市西大道1-2-21		
許可番号	大分県知事 (般)第11637号	許可を受けている 建設業の種類	建・大・左・と・石・屋 ほか11業種

2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年12月17日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項本文		

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

専任技術者の専任義務違反

咲栄株式会社は、令和2年12月1日から令和3年10月13日までの間、営業所の専任技術者が許可を受けている営業所に専任していない状態で営業を行った。このことが、建設業法第7条第2号及び同法第11条第5項に違反し、同法第28条第1項本文に該当すると認められる。

その他参考となる事項

年月日

建設業者監督処分簿

173

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社幸建企画	代表者氏名	古城 幸太郎
主たる営業所の所在地	大分市古国府4丁目3番19号		
許可番号	大分県知事許可 (般-30)第12821号	許可を受けている建設業の種類	(般)土、と、石、鋼、ほ、し、水、解

2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年10月22日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第3号		

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

労働安全衛生法違反

有限会社幸建企画は、同社が管理、運営する産業廃棄物の中間処理施設において、作業中に作業員が死亡する事故を起こしたことについて、大分簡易裁判所から労働安全衛生法違反等により法人及び代表取締役が罰金30万円の略式命令を受け刑が確定した。
このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

その他参考となる事項

労働局からの通報

年月日

建設業者監督処分簿

172

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	(株)新興プラント工業	代表者氏名	山口 有一
主たる営業所の所在地	大分市向原西二丁目8番30号		
許可番号	大分県知事許可 (般・特-2)第13059号	許可を受けている建設業の種類	(特)土、建、大、と、石、 屋ほか8業種 (般)機

2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年10月22日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項		

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反

株式会社新興プラント工業は、

- 建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条により専任の主任技術者の配置が義務づけられている民間発注工事に、建設業法第15条第2項に規定する営業所の専任者を主任技術者として配置した。
- 同様に民間発注の管工事において、建設業法第15条第2項に規定する営業所の専任者を主任技術者として配置した。上記1、2は、建設業法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項第2号に該当する。
- 更に、上記工事と工期が重複する他の工事に同専任者を主任技術者として配置した。
- このことは、建設業法第7条第2項及び同法第26条第3項に違反し、同法第28条第1号第2号に該当する。
- 民間発注の工事において、建設業法第26条第1項に違反し、資格要件を満たさない2名を主任技術者として配置した。
- 同様に、民間発注の工事において、建設業法第26条第1項に違反し、資格要件を満たさない2名を主任技術者として配置した。上記4、5は、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

その他参考となる事項

経営事項審査により認知

年月日

建設業者監督処分簿

171

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	(株) R e c	代表者氏名	生嶋 由加里
主たる営業所の所在地	大分市緑が丘一丁目9番4号		
許可番号	大分県知事許可 (般-3) 第14045号	許可を受けている 建設業の種類	(般) 土、と、舗、解

2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年10月22日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項		

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反

株式会社R e c は、民間の発注工事において、現場に専任で技術者を置くことが必要な同工事に営業所の専任技術者を配置したうえ、同工事と工期が重複する複数の工事に同人を配置した。
このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

その他参考となる事項

経営事項審査により認知

年月日

建設業者監督処分簿

170

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	高田建設 株式会社	代表者氏名	井上 正美
主たる営業所の所在地	大分県豊後高田市高田2106番地1		
許可番号	大分県知事 (般-3) 第1135号	許可を受けている 建設業の種類	(般) 土・建・と・舗・園・解

2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年8月23日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第1項第2号該当）		

処分の内容

建設業法第28条第3項に基づく営業の停止

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業のうち、公共工事に係るもの。

(注) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く）または、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

2 停止期間

令和3年8月27日から令和3年9月25日までの30日間

処分の原因となった事実

経営事項審査申請書の虚偽申請

高田建設株式会社は、平成29年12月31日、平成30年12月31日及び令和元年12月31日を審査基準日とする経営事項審査において、真正でない財務諸表に基づいて経営状況分析を受け、これをもとに得た総合評定値通知書をもって、大分県に対し入札参加資格申請を行った。
このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

その他参考となる事項

同社役員に対して建設業法第29条の4第1項に基づく営業禁止処分を行った。

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社 羽野建技	代表者氏名	羽野 桂司
主たる営業所の所在地	大分県別府市大字鶴見1958-8		
許可番号	大分県知事 (般-28)第9717号	許可を受けている建設業の種類	(般)建・大・屋・タ・内

2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年6月30日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項本文		

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反（経營業務管理責任者の一時不在）

有限会社羽野建技は、経營業務の管理責任者であった者が、平成30年5月22日に役員を退任してから、平成31年5月8日までの間、建設業法第7条第1号に規定する要件を満たす者を欠く状況であったにもかかわらず、同法11条第5号に規定されている届出を行わずに営業を継続していた。このことが、建設業法第7条第1項及び同法第11条第5項に違反し、同法第28条第1項本文に該当する。

その他参考となる事項

年月日 建設業者監督処分簿 168

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社翔樹	代表者氏名	桐井 裕樹
主たる営業所の所在地	大分県中津市大字福島1587番地1		
許可番号	大分県知事 (般-28)第14032	許可を受けている 建設業の種類	(般)土・と・石・鋼 ・し・水

2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年6月21日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第29条第1項第2号		
処分の内容	建設業法第29条第1項第2号に基づく許可の取消し		
処分の原因となった事実	欠格要件該当		
有限会社翔樹の代表取締役は、令和2年9月17日に中津簡易裁判所において刑法により罰金10万円の刑が確定しており、建設業法第8条第8号の欠格要件に該当する。 このことは、建設業法第29条第1項第2号の許可の取消し要件に該当する。			
その他参考となる事項			

年月日

建設業者監督処分簿

167

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	松田建築有限会社	代表者氏名	松田 正一
主たる営業所の所在地	大分県別府市大字野田57番地の3		
許可番号	大分県知事許可 (般-2)第3680号	許可を受けている 建設業の種類	(般)土、建、と、石、鋼 舗、水、解

2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年5月27日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第3号		

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

労働安全衛生法違反

松田建築有限会社は、別府市の民間工事において、作業員1名が死亡、1名が胸の骨を折るという工事関係者事故を起こしたことについて、別府簡易裁判所から労働安全衛生法違反等として法人及び代表取締役が罰金30万円の略式命令を受け刑が確定した。
このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

その他参考となる事項

労働局からの通報

年月日

建設業者監督処分簿

166

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社ノジリ	代表者氏名	野尻 邦彦
主たる営業所の所在地	大分県大分市大字竹中1370-1		
許可番号	大分県知事許可 (般-28)第11684号	許可を受けている 建設業の種類	(般)土、と、鋼

2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年5月18日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第3号		

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

労働安全衛生法違反

有限会社ノジリの代表取締役である野尻邦彦は、虚偽の労働者死傷病報告を労働基準監督署に提出し、竹田簡易裁判所から労働安全衛生法違反として罰金20万円の略式命令を受け刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

その他参考となる事項

労働局からの通報

年月日

建設業者監督処分簿

165

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社恵大	代表者氏名	円本 正忠
主たる営業所の所在地	大分県竹田市大字入田17番地の2		
許可番号	大分県知事許可 (般-29)第13456号	許可を受けている 建設業の種類	(般) 土、と、石、管 鋼、舗、し、塗 水、解

2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年5月18日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第3号		

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

労働安全衛生法違反

有限会社恵大の専務取締役である円本和生は、虚偽の労働者死傷病報告を労働基準監督署に提出し、竹田簡易裁判所から労働安全衛生法違反として罰金20万円の略式命令を受け刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

その他参考となる事項

労働局からの通報

年月日

建設業者監督処分簿

164

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	菅隆建設株式会社	代表者氏名	山村 鎮久
主たる営業所の所在地	大分県佐伯市大字海崎76-1		
許可番号	大分県知事許可 (般-28)第1548号 (特-28)第1548号 (般-29)第1548号	許可を受けている建設業の種類	(般)建、と、舗、水 (特)土

2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年3月23日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項（本文）		

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反（無許可営業）

菅隆建設株式会社は、民間発注の解体工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。

このことは、建設業法第28条第1項（本文）に該当する。

その他参考となる事項 経営事項審査による

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社一生工務店	代表者氏名	石川 一生
主たる営業所の所在地	大分県大分市寒田 8 7 3 - 4		
許可番号	大分県知事許可 (般-28) 第10677号	許可を受けている 建設業の種類	(般) 建、大、と 屋、内、解

2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年3月19日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項（本文）		

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反（無許可営業）

有限会社一生工務店は、民間発注の防水工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。

このことが、建設業法第28条第1項本文の処分事由に該当すると認められる。

その他参考となる事項 経営事項審査による

年月日

建設業者監督処分簿

162

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	旭産業株式会社	代表者氏名	田中 章夫
主たる営業所の所在地	大分県臼杵市大字市浜 1 1 3 7 - 1		
許可番号	大分県知事許可 (般-28) 第1340号	許可を受けている建設業の種類	(般) 管、機 (特) 土、建、大、左、 と、綱、舗、しゅ、 塗、防、内、具、 水、解

2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年3月19日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項（本文）		

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反（監理技術者の未配置）

旭産業株式会社は、臼杵市役所発注の令和元年度野津市民交流センター（仮称）新築 建築主体工事において、工期途中で配置技術者が資格要件を満たさなくなったにもかかわらず、約4ヶ月の間、資格要件を満たす代替りの技術者を配置しなかった。
このことが、建設業法第28条第1項本文の処分事由に該当すると認められる。

その他参考となる事項

年月日

建設業者監督処分簿

161

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	カミシナ商事有限会社	代表者氏名	神品 尊則
主たる営業所の所在地	大分県津久見市中央町8番17号		
許可番号	大分県知事許可 (般-30) 第14338号	許可を受けている 建設業の種類	(般)と

2、処分に関する事項

処分年月日	令和2年10月22日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項（本文）		

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

専任技術者不在

カミシナ商事有限会社は、専任技術者が平成31年2月17日に死去し、代わるべき専任技術者がいなかったにもかかわらず、建設業法第11条第5項で定める届出をせず、令和2年3月24日付けで専任技術者の変更届が受理されるまでの間、建設業法第7条第2項に掲げる基準を満たす者が不在のまま建設業を営んでいた。

このことが、建設業法第7条第2項及び同法第11条第5項に違反し、同法第28条第1項本文に該当する。

その他参考となる事項

年月日： 建設業者監督処分簿 160

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社 藤和建设	代表者氏名	佐藤 等
主たる営業所の所在地	大分県竹田市大字君ヶ園801番地6		
許可番号	大分県知事許可 (般-27)第13045号	許可を受けている 建設業の種類	(般)建、大、と、屋、 鋼、筋、塗、防、内、具

2、処分に関する事項

処分年月日	令和2年2月21日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第6号		
処分の内容			
建設業法第28条第1項の規定に基づく指示			
1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。			
(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。			
(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。			
(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。			
2 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。			
処分の原因となった事実	政令で定める金額以上の下請契約の締結		
有限会社藤和建设は、民間発注の建築一式工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けていない建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。 このことは、同法第28条第1項第6号に該当する。			
その他参考となる事項	経営事項審査		

年月日： 建設業者監督処分簿 159

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	西日本土木 株式会社	代表者氏名	隈田 英樹
主たる営業所の所在地	大分県豊後高田市新地1071		
許可番号	大分県知事許可 (特-30)第14319号	許可を受けている建設業の種類	(特)土、建、と、舗 ほか16業種

2、処分に関する事項

処分年月日	令和2年1月24日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第3号		
処分の内容			
建設業法第28条第1項の規定に基づく指示			
1 今回の事件の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。			
(1) 今回の事件内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知すること。			
(2) 建設工事の安全確保に関する関連法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教計画を作成し継続的に実施すること。			
(3) 社内及び施工現場における安全管理体制をより一層整備・強化すること。			
2 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。			
処分の原因となった事実	他法令違反（労働安全衛生法違反）		
西日本土木株式会社は、平成31年3月25日、熊本県山鹿市の同社山鹿砕石所において、高さ3.2メートルの箇所、不具合により停止していた砕石設備を正常化する作業を行うにあたり、作業員が墜落する危険があったのに、作業床を設けるなどの墜落防止措置を講じないまま、作業を行わせた過失により、作業員1名が死亡する事故を発生させた。 本件事故により、同社と同社社員は、令和元年12月3日、山鹿簡易裁判所から、労働安全衛生法違反で、それぞれ罰金の略式命令を受け、刑が確定した。 このことは、同法第28条第1項第3号に該当する。			
その他参考となる事項	労働局からの通報		

年月日： 建設業者監督処分簿 158

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社 坂本設備	代表者氏名	坂本 八重子
主たる営業所の所在地	大分県日田市亀川町842-2		
許可番号	大分県知事許可 (般-28)第7172号	許可を受けている建設業の種類	(般)土、建、と、管水

2、処分に関する事項

処分年月日	令和2年1月24日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第2号		
処分の内容			
建設業法第28条第1項の規定に基づく指示			
1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。			
(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。			
(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。			
(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。			
2 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。			
処分の原因となった事実	建設業法違反（無許可営業）		
株式会社坂本設備は、民間発注の塗装工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。 このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。			
その他参考となる事項	経営事項審査		

年月日： 建設業者監督処分簿 157

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社 穴井電機	代表者氏名	穴井 伸一
主たる営業所の所在地	大分県速見郡日出町大字大神 1 7 4 5 - 1		
許可番号	大分県知事許可 (般-01) 第 1 3 6 8 9 号	許可を受けている 建設業の種類	(般) 電

2、処分に関する事項

処分年月日	令和 2 年 1 月 2 0 日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第 2 8 条第 1 項第 6 号		
処分の内容			
建設業法第 2 8 条第 1 項の規定に基づく指示			
1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。			
(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。			
(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。			
(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。			
2 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。			
処分の原因となった事実	政令で定める金額以上の下請契約の締結		
株式会社穴井電機は、民間発注の電気工事において、建設業法第 3 条第 1 項の許可を受けていない建設業を営む者と、同法施行令第 1 条の 2 第 1 項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。 このことは、同法第 2 8 条第 1 項第 6 号に該当する。			
その他参考となる事項			

年月日： 建設業者監督処分簿 156

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社 日野建	代表者氏名	日野 聖勝
主たる営業所の所在地	大分県中津市大字相原3785-3		
許可番号	大分県知事許可 (般-26)第13720号	許可を受けている 建設業の種類	(般)建

2、処分に関する事項

処分年月日	令和元年11月14日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第2号		
処分の内容			
建設業法第28条第1項の規定に基づく指示			
1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。			
(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。			
(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。			
(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。			
2 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。			
処分の原因となった事実	建設業法違反（無許可営業）		
株式会社日野建は、民間発注の防水工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。 このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。			
その他参考となる事項	建設業許可申請		

年月日： 建設業者監督処分簿 155

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	九大化工機 株式会社	代表者氏名	挾間 克憲
主たる営業所の所在地	大分県大分市大字三佐1273-1		
許可番号	大分県知事許可 (般-27)第5327号	許可を受けている建設業の種類	(般)管、鋼、機

2、処分に関する事項

処分年月日	令和元年10月17日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項（同項第2号該当）		
処分の内容			
建設業法第28条第1項の規定に基づく指示			
1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。			
(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。			
(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。			
(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。			
2 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。			
処分の原因となった事実	政令で定める金額以上の下請契約の締結		
九大化工機株式会社は、民間発注の鋼構造物工事において、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請業者として総額4,000万円以上の下請契約を締結した。 このことは同法第16条第2号の規定に違反し、同法第28条第1項（第2号）に該当する。			
その他参考となる事項	経営事項審査		

年月日： 建設業者監督処分簿 154

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社 九州エナジー	代表者氏名	前田 俊一
主たる営業所の所在地	大分県大分市都町3-1-1		
許可番号	大分県知事許可 (般-26)第13714号	許可を受けている建設業の種類	(般)土、建、と、電、解

2、処分に関する事項

処分年月日	令和元年9月25日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第2号		
処分の内容			
建設業法第28条第1項の規定に基づく指示			
1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。			
(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。			
(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。			
(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。			
2 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。			
処分の原因となった事実	建設業法違反（無許可営業）		
株式会社九州エナジーは、民間発注の塗装工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。 このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。			
その他参考となる事項	建設業許可申請		

年月日： 建設業者監督処分簿 153

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社 プライム	代表者氏名	田島 茂喜
主たる営業所の所在地	大分県大分市下郡南3-1-40		
許可番号	大分県知事許可 (般-30)第13590号	許可を受けている 建設業の種類	(般)建、タ、防、内

2、処分に関する事項

処分年月日	令和元年9月5日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第2号		
処分の内容			
建設業法第28条第1項の規定に基づく指示			
1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。			
(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。			
(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。			
(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。			
2 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。			
処分の原因となった事実		建設業法違反（無許可営業）	
株式会社プライムは、民間発注の塗装工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。 このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。			
その他参考となる事項		建設業許可申請	

1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社 出野建設	代表者氏名	出野 健次
主たる営業所の所在地	大分県日田市大字三和212-1		
許可番号	大分県知事許可 (般-28) 第2239号	許可を受けている 建設業の種類	(般) 土、と、舗、解

2、処分に関する事項

処分年月日	令和元年9月5日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項（同項第6号該当）		

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

政令で定める金額以上の下請契約の締結

有限会社出野建設は、県発注の治山工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて下請契約を締結した。

このことは、同法第28条第1項第6号に該当する。

その他参考となる事項